

# お申込みからお引渡しまでのご案内

■受付／ 平日 午前8時30分～午後5時まで

■受付場所／ 栗原市役所 総務部 管財課 (0228-22-1116)

- 申込条件／
- ①自己の住宅を建設するために宅地を必要とされる方
  - ②土地の引渡し後5年以内に住宅を建設し、かつ継続して居住できる方
  - ③契約保証金および売買代金を市の指定する日まで納入できる方
  - ④融資を受けて購入する場合には、確実な融資および返済計画のある方

## 申 込 み

「分譲地購入についての注意事項」を熟読の上、宅地分譲申込書にご記入していただきます。

※必要書類 「宅地分譲申込書」、「住民票謄本」、「所得証明書」

共有名義の場合、所得証明書は共有者の分も必要となります。

※申込みに関する一切の権限を代理人に委任する場合は、「委任状」、「印鑑登録証明書」が必要となります。

～優遇措置（割引）を受けたい方～

上記書類の他に下記書類も追加で必要となります。

「誓約書」、「市税に滞納がないことの証明（納税証明書）」

「身分証明書（本籍地市町村発行）」

※優遇措置（割引）適用期間は平成29年3月31日（金）申込受理分までとなります。

※納税証明は同居予定の方も必要となります。

※申込当日「宅地分譲申込書（控え）」をお渡しします。

## 決 定 通 知 契 約

決定者には、「分譲決定通知書」を送付します。

市が指定した期日までに売買契約を締結していただきます。

※ ご持参していただくもの

①分譲決定通知書 ②実印及びその印鑑証明書1通

③収入印紙（1,000円）

## 納 入

売買契約を締結した日から30日以内に、売買代金の100分の10（1,000円未満の端数は切り捨てとする。）に相当する「契約保証金」を市が発行する納入通知書により納入していただきます。

売買代金から契約保証金を差引いた後の金額は、契約締結後60日以内にお支払いしていただきます。

売買代金の納入が確認できましたら、栗原市において所有権移転登記申請を行います。ただし、登記に要する登録免許税はご購入者のご負担となります。

## 引 渡 し

所有権移転登記完了後、登記識別情報通知書をお受け取りいただき、お引渡し完了となります。

～ そ の 他 ～

※ 詳細については、別途お渡しする「分譲地購入についての注意事項」をご覧ください。

※ 栗原市上水道加入金 54,000円（20mmの場合）

※ 栗原市下水道負担金 200,000円